



地域における 支え合い活動について

流山市 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室

04-7150-6079（課直通）

地域支え合い活動 – 災害に備えた、地域のチカラ –

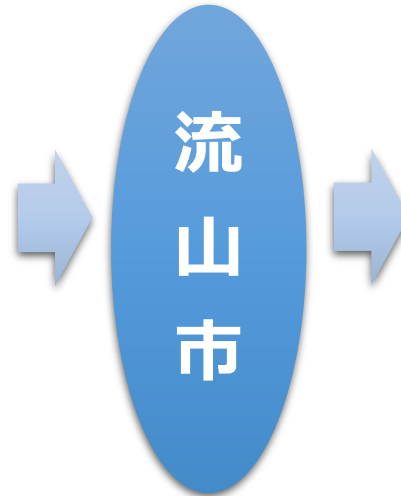
ニーズ・情報を共有 - 日常からの関係づくり -

対象となる方

- 75歳以上のみ世帯の方
- 障害等級をお持ちの方
- 要介護認定を受けた方
- 登録を希望する方

同意により名簿登録

本人の連絡先・災害時の配慮事項等
※緊急時の連絡先（市でのみ保管）



流山市

自治会等

お住まいの地域の活動主体

日常からの地域支え合い活動

声かけ、見守り、サロン活動
防災訓練、ちょっとしたお手伝い

災害発生時の地域支え合い活動

情報伝達・避難支援・安否確認
避難所での支援活動

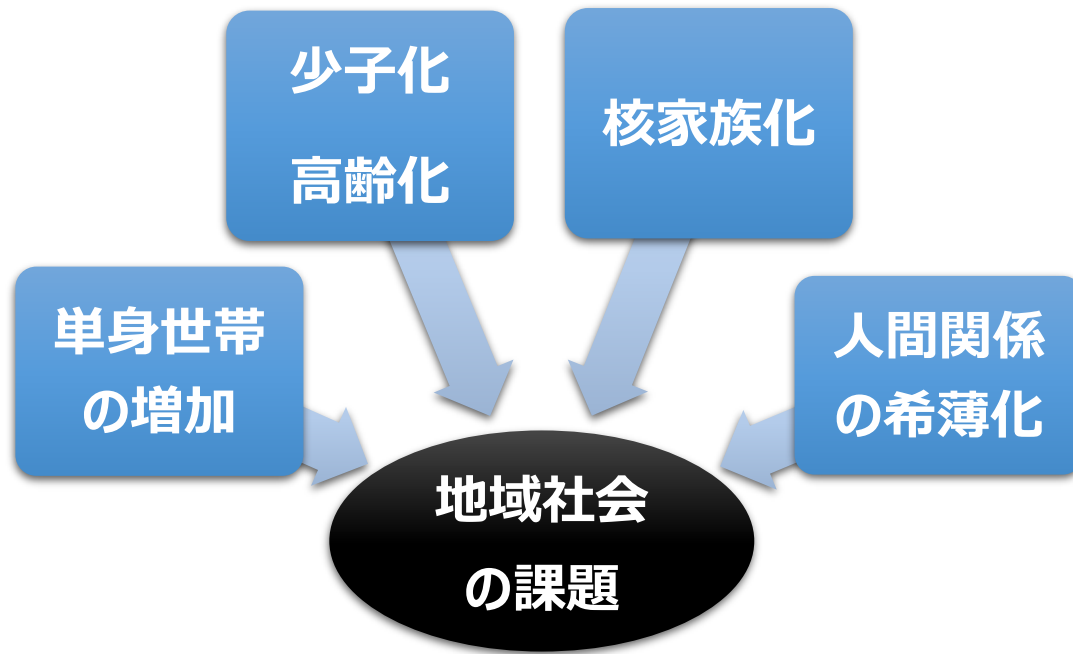
関係機関

民生委員・児童委員
消防・警察・社会福祉協議会
地域包括支援センター等

対象要件に該当された方には、流山市から登録希望の調査票を送付しています。

※登録を希望する方の随時申出も可能です。（社会福祉課04-7150-6079まで）

なぜ 地域ぐるみ・ネットワークでの支え合い活動が必要？



「孤独死」や被災の危険



ひとり暮らし高齢者 孤独死を身近に感じる

ひとり暮らし高齢者の4割が回答
日常的な会話が少ないほどより身近に ※1

阪神大震災 自助・共助の大きな役割

生き埋め・閉じ込められた際の救助主体
約98%が自力や家族もしくは隣近所の知人 ※2

東日本大震災 高齢者に多くの犠牲

人口構成と死亡者数の年齢割合を比較
60代で1を越え、70代では約2倍から3倍、
80代では約2.5倍から3.5倍 ※3

※1 内閣府 (H26) ※2 日本火災学会 (H8) ※3 立木茂雄 (H24)

支え合い・見守りが必要となりやすい方

ひとり暮らしで高齢者の方

- 身体機能の低下や痛み、疾病などにより、外に出ることが面倒、苦痛に感じる
- ひとり暮らしでは、人と関わることが少ない
- 男性は、女性と比較して、近所付き合いをしてこなかった方も多い

認知症の方

- 症状により、人とのコミュニケーションや物事理解をすることが難しい
- 誰にも相談できずにまた、認知症の方の介護の負担を抱え込んでいる家族

同居者が居ても孤立する危険が

- 夫婦どちらかが介護が必要となった高齢者のみ夫婦
- 高齢者の親と障害のある子ども
- 家族と同居していても、日中独居になる方

ネグレクト・セルフネグレクト

- 「ネグレクト」…介護が必要な方と同居する家族が必要な支援を放棄・放任
- 「セルフネグレクト」…一人暮らし高齢者等の自分で心身の安全や健康を損なう行為

支え合い名簿の登載要件・本人同意の確認方法

情報を地域内で共有することに、【同意された方】・【拒否をしていない方】です。

名簿登載の要件	本人同意の確認方法
① <u>75歳以上のみの世帯に属する方で、名簿登載に対して不同意の申出がない方【逆手上げ方式】</u>	新規該当者に 毎年2月ごろ 意向確認
② <u>身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等、要介護3以上の方で、名簿登載に同意の申出があった方【同意方式】</u>	
③ <u>その他支援を必要とする方で、名簿登載の申出があった方【手上げ方式】</u> ※自治会や民生委員・児童委員を通じた案内・申出など	随時受付

地域支え合い活動 – 登録者数の現状 –

(1) 平成29年4月1日現在の人口

地域区分	全世代	(内訳) 65歳以上		(内訳) 75歳以上	
		人数	人口比率%	人数	人口比率%
北部	38,059	11,889	31.2	5,484	14.4
中部	45,326	9,657	21.3	4,406	9.7
南部	60,946	11,839	19.4	4,988	8.2
東部	37,795	10,244	27.1	4,871	12.9
市全体	182,126	43,629	24.0	19,749	10.8

名簿の登載要件

- ① 75歳以上のみ世帯
- ② 一定以上の障害等級
要介護認定を持つ方
- ③ 登録を希望する方

(2) 支え合い活動名簿の登録者数

地域区分	名簿登載者 (A)	(内訳)		
		①	②	③
北部	2,445	2,264	170	11
中部	2,038	1,833	194	11
南部	2,584	2,315	238	31
東部	1,997	1,782	146	69
その他	28	25	2	1
市全体	9,092	8,219	750	123

協定・共有済み自治会 (全180自治会)

自治会数	登録者数 (B)	比率% (B/A)
16	1,686	69.0
23	1,432	70.3
9	1,097	42.5
30	1,695	84.9
78	5,910	65.0

地域支え合い活動 – 各地域での活動事例 –

日頃の自治会活動の中で

- 手渡しで回覧板を回す
- 自治会の広報紙を手渡しで配付する
- 防犯パトロール時の外部からの見守り

気づき・さりげない見守りの輪

- 認知症サポーター養成講座の活用
- どこでもとーくながれやまの活用
- 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、警察、消防等との連携

サロン・敬老会・婦人会・健康教室

- 仲間づくり・多世代交流の推進
- 高齢者ふれあいの家による交流の場づくり
- ながいき100歳体操（市から講師派遣）

防災への備え

- 支援情報の登録
- 避難訓練
- 支え合いマップの作成



これまで行ってきた活動や、無理なく手近に取り組めることから！！

異変の発見・気づきのチェックポイント

- ☑ 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- ☑ 電灯がついたまま、消えたままになっている。
- ☑ 長い間、顔を見掛けない。
- ☑ 暴言を吐くなど、性格が変わった。
- ☑ 異臭がする。
- ☑ 雨戸が閉まったままになっている。
- ☑ 最近知らない人が出入りしている。
- ☑ 庭が荒れている。
- ☑ 家の中から怒鳴り声や悲鳴が聞こえる。
- ☑ 今まで挨拶していたのにしなくなった。
- ☑ 地域の集まりにいつも来てる人が来なくなった。
- ☑ 家に閉じこもって、ほとんど外に出てこない。
- ☑ 何日も同じ洗濯物が干したままになっている。
- ☑ 顔や手足にあざがある、それを話したがない。
- ☑ 髪や服装が乱れている、季節に合わない服を着ている。
- ☑ お店で勘定ができない、同じものを大量に購入している。
- ☑ 話がかみ合わなくなった、同じ話を何回もするようになった。
- ☑ 認知症や寝たきりの家族を抱え、介護者が疲れている様子がある。

異変に気づいたら -チーム・ネットワークで対応-

生命の危険があり、緊急対応が明らかに必要な場合

外部から自宅内で倒れているのが状態が確認できるが、呼びかけても反応がない等

- 救急車の要請（119番）、警察への通報（110番）
- 家族等への連絡
- 家族の連絡先が分からない・連絡がつかない場合
市役所、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）等の関係機関へ連絡

緊急性が予想され、安否確認が必要な場合

郵便物や新聞がたまっている、洗濯物が何日も放置されている等、安否確認が必要

- 家族等への連絡
- 家族の連絡先が分からない・連絡がつかない場合
市役所、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）等の関係機関へ連絡
- 民生委員・児童委員との情報共有、民間サービスの利用等も考えられます。

異変に気づいたら -チーム・ネットワークで対応-

緊急性は無さそうだが、行政サービスや地域の支援が必要な場合

買い物、食事、洗濯等、日常生活に支障をきたしているように感じられる等、
緊急性は無さそうだが、何らかの支援が必要と思われる場合

- 相談窓口や専門機関への連絡・連携
- 民生委員・児童委員との情報共有、民間サービスの利用等も考えられます。

主な連絡・相談・通報先		電話番号
流山市役所 社会福祉課・介護支援課		04-7150-6079 04-7150-6531
流山警察署(緊急の場合は、110番)		04-7159-0110
流山市消防本部(緊急の場合は、119番)		04-7158-0119
高齢者なんでも相談室 (地域包括支援センター)	北部(北部・東深井中学校区)	04-7155-5366
	中部(常盤松・西初石中学校区)	04-7150-2953
	南部(南部・南流山中学校区)	04-7159-9981
	東部(東部・八木中学校区)	04-7148-5665

※ おおたかの森中学校区は、中部、南部、東部に分かれています。

災害が起きたときには・熊本地震での活用

- 支え合い活動対象者名簿は、災害対策基本法に基づき作成が義務付けられているものです。
- 熊本地震は、直下型で津波が発生していないため避難行動時の活用機会は少なかった一方多くの自治体で安否確認に活用されています。

熊本県内市町村の活用内容

- ・避難行動時の支援
【名簿を活用した25団体中3団体】
- ・安否確認
【名簿を活用した25団体中24団体】
- ・その他
(例) 避難所の避難者が要配慮者かどうかの確認に活用
など



大規模災害時の活用

- 自治会の情報と連携することで早期の安否確認、支援
- 自衛隊、消防、警察の支援、ボランティア等とのマッチング
- 一般の避難所での生活が難しい要配慮者の早期把握と福祉避難所への誘導

支え合い情報の登録シート

災害時のニーズを把握する

- 健康状態（医療機関・服薬状況）
- 生活の状況
- 地域の支援者（向こう3軒両隣）

災害時に安否を確認できる 元気でまだ大丈夫！ という人でも

- 緊急時の連絡先
- 避難所での配慮事項

記載項目は地域に合わせてアレンジしてください
（救急情報カードの活用をお勧めしています）

第1号様式（第2条関係）

記入例

救急情報カード

記入日 平成 24 年 4 月 15 日

ご本人の基本情報

氏名	ふりがな ながれやま たろう 流山 太郎	性別	☒ 男・女	生年月日	☒ 明大 11 年 1 月 1 日
住所	流山市 平和台 1-1-1			電話番号	7158-1111
				血液型	☒ A・B・O・AB

緊急連絡先 ※お子様やご兄弟様など、なるべく血縁関係の近いご親族を記入ください。

①	氏名	ふりがな ながれやま いちろう 流山 一郎	続柄	長男	電話	03-3255-0000
②	氏名	ふりがな やくしょ はなこ 役所 花子	続柄	二女	電話	090-2591-0000

治療中及び過去の病気について

治療中及び過去の病気名	手術の有無及び時期	かかりつけの病院及び主治医名	電話番号
現在・過去 狭心症	☒ 有 ☐ 無 平成 10 年 10 月頃	☐ 〇〇 病院 ☐ 〇〇 先生	7150-0000
現在・過去 高血圧	☐ 有 ☒ 無 年 月 頃	☐ 〇〇 病院 ☐ 〇〇 先生	7158-0000
現在・過去	☐ 有 ☐ 無 年 月 頃	病院 先生	—

現在飲んでいる薬 ※薬局から渡される「薬剤情報提供書(コピー)」を容器に入れてください。

担当民生委員・児童委員

氏名	民生 三郎
電話	7158-0000

該当自治会

自治会名	〇〇〇 自治会
------	---------

※ 上記の記載内容は、その目的の範囲内で、救急隊、医療機関等にお知らせします。
記載内容に変更が生じた場合は、再度情報カードを交付しますので下記までご連絡ください。

個人情報取り扱い ・ 保護と活用のバランス

①個人情報の取得・利用に関するルール

利用目的を特定し、目的外利用はしない。
利用目的を本人に明らかにし、適正に取得する。

②第三者提供の制限に関するルール

決められた場合以外には、第三者に提供しない。

③適正・安全な管理に関するルール

正確かつ最新な内容に保つよう努める。
漏えい・紛失を防ぎ、安全に管理する。

目的外利用・第三者提供が可能な場合

本人の同意がある場合

- 目的外利用・第三者提供に、本人が同意がしたとき。

法令に基づく場合

- 警察等の捜査
- 高齢者虐待、児童虐待、障害者虐待の通報

生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、
本人の同意を得ることが困難な場合

- 急病等により、救急（119番）や警察（110番）へ通報、病院に血液型を伝えるなど。

公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のため、
特に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合

- 感染症予防のための調査に応じるなど。
- 児童虐待に関する情報を支援関係者で共有する。

個人情報取り扱い ・ 保護と活用のバランス

名簿登載に関する意向確認・本人が同意した方 【市⇔名簿登載要件の該当者】

名簿の取扱いに関する協定の締結 【自治会⇔市】

- 名簿を施錠可能な場所など、部外者が持ち出したり、見ることのできない場所に保管
- 名簿のコピー・電子化等の複写・複製をしない
- 活動で知り得た個人情報の守秘義務（活動を行わなくなった後も同様）
- 名簿の目的外利用、活動従事者以外への提供・閲覧の禁止

支え合い・見守り活動のルールを決めましょう

- 身守り活動について説明、意思確認、ニーズ確認
⇒ まだ元気、同居家族がいる等の場合は、外部からのさりげない見守りなど
- 見守り関係者間の取扱い方針の確認
⇒ 保管場所、活動人数、活動方法など

おわりに - どこでもとーくながれやま・地域福祉計画 -

どこでもとーくながれやま

自治会・地域の会議にも
積極的に参加しています



15分・定例会のついで、でも

流山市役所
社会福祉課

04-7150-6079

地域福祉計画 H29-H33

地域福祉を推進する

担い手



自助＝市民

市民一人ひとりができること

- 普段から互いにあいさつをしたり、声かけをする。
- 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。

地域福祉を推進する

つながり



共助＝地域

地域みんなでできること

自治会・NPO・団体・事業者
民生委員・児童委員・社会福祉協議会等

- 介護や子育てなど、地域の情報を発信したり、気軽に話し合う場を持ち、みんなで助け合う。
- 地域の皆で連携、協力して活動に取り組む。

地域福祉を推進する

まちづくり



公助＝行政

行政・市が取り組むべきこと

- 地域における見守りや支え合い活動を推進する。
- ボランティアの養成、権利擁護の取組みを進める。

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ
～みんながずっと住みたいまち ながれやま～